# 規制影響分析書

平成20年3月

| 規制の名称 新たな子育て支援事業に対する監督等                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (児童福祉法等の一部を改正する法律案関連)                                                                                       |
| 主管部局・課室 雇用均等・児童家庭局総務課<br>関係部局・課室 雇用均等・児童家庭局保育課                                                              |
| 関係部局・課至   権用均等・児里家庭局保育課   関連する政策体系                                                                          |
|                                                                                                             |
| 基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること                                                     |
| ■ 施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること                                          |
| ─ 施策目標 2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること                                                                           |
| → 個別目標 1 地域における子育て支援の拠点を整備すること                                                                              |
| (主な事務事業)                                                                                                    |
| ・地域子育で支援拠点事業                                                                                                |
|                                                                                                             |
| □ 個別目標 2 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動<br>計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子<br>育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実<br>施を支援すること |
|                                                                                                             |
| ーズに対応できる保育サービスを確保すること                                                                                       |
| ■ 個別目標 2   必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させる<br>こと                                                                 |
| (主な事務事業)                                                                                                    |
| ・延長保育促進事業<br>・一時・特定保育事業                                                                                     |
| 施策目標   3   児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援 までの切れ目のない支援体制を整備すること                                                |
| ■ 施策目標 3-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実<br>を図ること                                                                 |
| ■ 個別目標 1 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実<br>すること                                                                 |
| (主な事務事業) ・生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業) ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進 ・相談援助体制の強化                               |

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性) 我が国においては、急速な少子化の進行に歯止めのかからない状況が続いている。こうした状況を踏まえ、政府として取りまとめた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の制度的な位置付けの明確化等が当面の課題として盛り込まれている。

しかし、現状では、子育て支援に関する事業について、自治体間の取組に差があり、 また、法律上の監督規定等がない。

こで、新たに家庭的保育事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を法律上 創設するが、サービスの一定の質を確保するため、届出や都道府県の監督等を規定する 必要がある

現状・問題分析に関連する指標

|                 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 合計特殊出生率(単位:人) | 1.32  | 1. 29 | 1. 29 | 1. 26 | 1. 32 |
| ( = m - L       |       |       |       |       |       |

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、厚生労働省の「人口動態統計調査」による。

#### 規制の新設・改廃の内容・目的

# 内容・目的

新たに法律上規定する子育て支援事業について、一定の質を確保するため、以下の内 容の規制を新設する。

① 社会福祉事業に基づく第2種社会福祉事業について

(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

事業を開始する場合には、事業実施者に対して、事後に都道府県知事へ事業開始を届け出ることを義務付ける。事業開始後については、都道府県知事が、必要と認める事項の報告徴収、検査を行うことが可能な旨を規定する。さらに、事業者が報告徴収・検査 に応じない場合やサービス利用者の処遇について不当な行為をした場合には、都道府県 知事が事業の制限・停止を命ずことが可能な旨を規定する。

② 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業について

事業を開始する場合には、事業実施者に対して、事前に都道府県知事へ事業開始を届け出ることを義務付ける。事業開始後については、都道府県知事が、必要と認める事項の報告徴収、検査を行うことが可能な旨を規定する。さらに、事業が基準に適合しない場合には、都道府県知事が必要な措置を命ずること、事業者が命令・処分に違反した場合には、都道府県知事が事業の合物サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合には、都道府県知事が事業の 制限・停止を命ずることが可能な旨を規定する。 ③ 地域子育て支援拠点事業について 事業に従事する者に対して、職務遂行の過程で知り得た秘密について、守秘義務を課

### 根拠条文

- 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条~第72条 (1)
- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の11~第34条の16 2
- 児童福祉法第34条の10第2項

# 3. 便益及び費用の分析 (1) 期待される便益

【子育て支援サービス利用者への便益】(便益分類:A)

①及び②について

都道府県知事が事業実施者を監督することにより、以下の効果が得られる。

- 不適切な事業を実施している場合の是正が可能になり、サービスの質が確保され
- 利用者が安心してサービスを利用することができること
- 子どもの安全が図られること
- ③について
- 利用者が安心して子育ての悩みに関する相談をすることができる。
- 利用者のプライバシー保護が十全に図られる。

【子育て支援サービス実施者への便益】(便益分類:A)

①及び②について

都道府県の監督により、健全な事業の運営が担保される。

③について

利用者からの信頼が高まる

便益分類については、「A:現状維持より望ましい効果が増加」、「B:現状維持と同 等」、「C:現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

# (2) 想定される費用

遵守費用 (費用分類:C)

事業実施者は、事業開始の届出が必要になるが、都道府県による監督については、適 切に事業を実施する限り、特に負担増とはならない。

<u>行政費用</u> (費用分類: C) 都道府県において、届出受理及び監督等の業務が増加する。若干の負担の増加にとど まると考えられる。

その他の社会的費用 (費用分類:B)

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる

費用分類については、「A:現状維持より負担が軽減」、「B:現状維持と同等」、 :現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

新たな子育て支援事業を法律上創設する以上、そのサービスの質を担保することは必 要不可欠であり、また、既存の第2種社会福祉事業等と比較しても過度な負担を強いる 規制とはなっていない。このため、本規制の新設は政策目的を達成するために妥当なも のであると考えられる。

# 4. 代替案との比較考量

# (1) 想定される代替案

新たな子育て支援事業を法律上創設し、事業実施者に対して事業開始の届出を義務付 けるが、都道府県知事による監督等は規定しない。また、乳児家庭全戸訪問事業、養育 支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業に従事する者に対して、職務遂行の過程で知 り得た秘密については、ガイドラインにより、秘密を漏らさないよう努めなければなら ない旨を規定する。

## (2) 代替案の便益及び費用の分析

# ①期待される便益

【子育て支援サービス利用者への便益】(便益分類: A)

事業者の意識が高まり、利用者がより安心して相談をすることができるようになる

が、不適切な事業を実施している場合の是正ができない。 事業者に守秘義務を課すことによって、利用者が安心して子育ての悩みに関する相談をすることができるが、ガイドラインによる守秘義務を課すに止まるためその実効 性確保が困難となるおそれがある。また、利用者のプライバシー保護には一定程度資 するに止まると考えられる。

便益分類については、「A:現状維持より望ましい効果が増加」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

### ②想定される費用

<u>遵守費用</u> (費用分類:C) 事業実施者は、事業開始の届出が必要になる。

行政費用 (費用分類: C) 都道府県には、届出受理の業務が発生する。 その他の社会的費用 (費用分類: B) その他の社会的費用は発生しないものと考えられる

※費用分類については、「A:現状維持より負担が軽減」、「B:現状維持と同等」、「C :現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案は、事業実施者、都道府県ともに、負担の増加は大きくないが、サービスの質を担保することが困難となる。今回創設する事業は、子どもの健やかな育成の基盤 となるものであり、一定のサービスの質を確保することは必須であるため、本規制の 新設は不可欠である

# 有識者の見解その他関連事項

今後一層少子化・高齢化が進行し、若年人口が大幅に減少することを視野に入れ、制 度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な少子化対策の再構築及び実行を 図るため、政府は、平成19年2月に関係府省大臣と有識者から成る「子どもと家族を 応援する日本」重点戦略会議を設置し、検討を進めてきた。 そして、平成19年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点

戦略においては、本規制に係る子育て支援事業の制度化が、当面の課題として早急に取

り組むべきものとされている。また、制度化に当たって、一定の質の確保を図ることも 明記されている。さらに、社会保障審議会少子化対策特別部会においても議論が行われ、 適当と認められたところである。

# 【参考】

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

内閣府HP(http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st.pdf)参照○社会保障審議会少子化対策特別部会

厚生労働省HP (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/02/s0201-7.html) 参照

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。